

○松山市NPO登録要綱

平成17年12月 9日 公布

平成27年 6月 1日 改正

松山市要綱第76号

(趣旨)

第1条 この要綱は、松山市市民活動推進条例（平成17年条例第59号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定による市民活動の推進に必要な資金の助成を受けようとするNPOの登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(制度の利用方針)

第2条 この制度は、本来の市民活動推進に資するものでなければならず、決して特定団体の主張、政治目的等のために利用されるものであってはならない。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語であって、条例において使用する用語と同一のものは、これと同一の意義において使用するものとする。

(登録)

第4条 条例第19条第1項の規定による資金の助成を受けようとするNPOは、この要綱の定めるところにより、あらかじめ市の登録を受けるものとする。

(登録の要件)

第5条 NPOの登録の要件は、次のとおりとする。

- (1) 3人以上で組織されていること。
- (2) 市民活動を行う主たる区域が本市の区域内であること。ただし、本市のために行われる市民活動であると市長が認める場合は、この限りでない。
- (3) 事業費の総額における市民活動に係る事業費の占める割合が、2分の1以上であること。
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある活動をしていないこと。

(登録の申請)

第6条 登録を受けようとするNPOは、松山市NPO登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類(設立後1年未満の団体にあつては、第7号及び第8号の書類を除く。)を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 松山市NPO登録簿(様式第2号)
- (2) 確認書(様式第3号)
- (3) 定款、規約又は会則等
- (4) 役員名簿(氏名及び住所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)
- (5) 年間事業計画書
- (6) 年間収支予算書
- (7) 前事業年度(事業年度を設けていない場合にあつては、4月1日から翌年の3月31日までの期間。以下同じ。)の事業報告書
- (8) 前事業年度の収支決算書
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 申請者のうち、その法人設立後、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。)第29条に規定する書類を所轄庁に提出した特定非営利活動法人にあつては、当該提出した書類の写しをもって前項第4号から第8号までの書類に代えることができる。

(登録の実施)

第7条 市長は、登録の申請があつたときは、その指名する市職員で組織する審査会にその内容を審査させ、適当と認めるときは、これを登録するものとする。

(登録の通知)

第8条 市長は、前条の規定により登録することと決定したときは松山市NPO登録決定通知書(様式第4号)により、登録しないことと決定したときは松山市NPO登録却下通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(登録事項変更の届出)

第9条 前条の規定により登録を受けたNPO(以下「登録団体」という。)は、第6条の規定により提出した書類の記載内容に変更があったときは、遅滞なく、市長が必要と認める変更後の書類を添えて松山市NPO登録事項変更届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が適当と認める軽微な変更については、この限りではない。

(事業報告書等の提出)

第10条 登録団体は、毎事業年度、市長が定める期日までに、事業報告書等提出書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 前事業年度の事業報告書
- (2) 前事業年度の収支決算書
- (3) 前事業年度の役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 第6条第2項の規定は、登録団体の事業報告書等の提出について準用する。この場合において、同項中「前項第4号から第8号までの書類」とあるのは、「第10条第1項第1号から第3号までの書類」と読み替えるものとする。

(登録の取消し)

第11条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 第5条に規定する登録の要件を欠くこととなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (3) 前条の書類を提出しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が登録を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を松山市NPO登録取消通知書(様式第8号)により当該団体に通知する。

(登録の消除)

第12条 登録団体は、解散、活動の休止その他相当の理由があるときは、松山市NPO登録
消除届出書（様式第9号）を市長に提出し、登録の消除を受けなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年12月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年 6月 1日から施行する。